

岡山県公報

発行 岡山県



岡山県公報		発行 岡山県	目次	担当課（室）
				
目次	【告示】 ○ 指定障害児通所支援事業者の指定 ○ 指定居宅サービスの事業の廃止 ○ 道路の区域変更 ○ 道路の供用開始 【公告】 ○ 土地改良事業の工事完了 ○ " ○ 公共測量の終了 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 ○ " ○ " 【選挙管理委員会】 ○ 不在者投票を行うことができる施設の指定の一部改正 （県例規集登載） 【公安委員会】 ○ 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則 （県例規集登載）	指導監査課 " 道路整備課 " 耕地課 " 監理課 建築指導課 " " 選挙管理委員会 地域課		
			目次	担当課（室）

◎岡山県告示第八十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。
令和七年三月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

- 1 名称
C O C O W A
- 2 所在地

津山市河面一四〇―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

- 1 名称
株式会社C o c o m o
- 2 主たる事務所の所在地
津山市河面一八七―一

三 指定年月日
令和七年三月一日

四 事業所番号
三三五〇三〇〇二九三

五 サービスの種類
児童発達支援、放課後等デイサービス

◎岡山県告示第八十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和七年三月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

社会福祉法人 奈義町社会福祉協議会指定訪問介護事業所

2 所在地

岡山県勝田郡奈義町豊沢三二七番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人 奈義町社会福祉協議会

2 所在地

岡山県勝田郡奈義町豊沢三二七番地一

三 廃止の届出を受理した年月日

令和七年三月三日

四 介護保険事業所番号

三三七三六〇〇六四六

五 サービスの種類

訪問介護

◎岡山県告示第八十八号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和七年三月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 備前牛窓線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
備前市浦伊部字洲本八八番二地先から 備前市浦伊部字操上五九三番六地先まで	新	七・八〇 二四・六	一八・〇
備前市浦伊部字洲本八八番二地先から 備前市浦伊部字操上五九三番六地先まで	旧	七・八〇 二四・六	一八・〇

◎岡山県告示第八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和七年三月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始年月日
県道	備前牛窓線	備前市浦伊部字洲本八八番二地先から 備前市浦伊部字操上五九三番六地先まで	令和七年三月七日

〔七九〕 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の三第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

令和七年三月七日

事業主体	地区名	岡山県知事	伊原木 隆 太
高崎土地改良区	宮下東沖新開水路	かんがい排水	完了年月日 令和七・二・一〇

〔八〇〕 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の三第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。
令和七年三月七日

事業主体		岡山県知事 伊原木 隆 太	
事業主体	地区名	工 種	完了年月日
児島湾土地改良区	西七区支線131号	かんがい排水	令和七・二・二一
〃	北七区支線48号2	〃	令和七・二・二一
〃	北七区支線50号2	〃	令和七・二・二一

〔八一〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、瀬戸内市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年三月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

瀬戸内市邑久町豊 原地内	測 量 区 域
公共測量（三級基準点測量）	測 量 の 種 類
令和七年二月二十五日	終 了 年 月 日

〔八二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年三月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市日古木字池之内八〇二番一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市東区城東台西三丁目三番一四号

國定 明宏

國定友里子

三 許可年月日及び許可番号

令和六年十月二十八日岡山県指令建指第三〇二号

〔八三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年三月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市岩田字山之上一番三、八五五番二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

赤磐市岩田二六九番地レオネクストソレイユA一〇一

金子 将輝

三 許可年月日及び許可番号

令和六年十二月九日岡山県指令建指第三三四号

〔八四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年三月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市小寺字明見三二〇番二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央四丁目二四番地一〇六SUN, S GARDEN中央Ⅱ二〇二

田中 咲希

三 許可年月日及び許可番号

令和七年一月八日岡山県指令建指第三六一号

◎岡山県選管告示第十五号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和七年三月七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

表老人ホームの項中「特別養護老人ホーム杉の子「元気の家」を「特別養護老人ホーム元気の家」に改め、表身体障害者支援施設の項中「新見市神郷下神代一九五五」を「新見市神郷下神代一九五七」に改める。

◎岡山県公安委員会規則第二号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和七年三月七日

岡山県公安委員会

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則
交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成六年岡山県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。
第一号の表富山交番の項中「倉富、倉田の一部、湊の一部、倉益」を「湊の一部、倉富の一部、倉益の一部」に改め、同表東岡山駅前交番の項中「雄町の一部」を削り、同表平井交番の項を次のように改める。

倉田交番	岡山市中区倉田四九八番地八	岡山市中区のうち平井、平井一丁目、平井二丁目、平井三丁目、平井四丁目、平井五丁目、平井六丁目、平井七丁目、湊の一部、倉田、倉富の一部、倉益の一部、江崎、江並、藤崎、桑野、沖元、新築港
------	---------------	---

第一号の表三幡交番の項を削る。

附 則

この規則は、令和七年三月十日から施行する。ただし、第一号の表東岡山駅前交番の項の改正規定は、公布の日から施行する。